

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="152 671 1084 1011"><thead><tr><th data-bbox="152 671 831 719">申請の種類</th><th data-bbox="831 671 1084 719">手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="152 719 831 963">法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号 (法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請</td><td data-bbox="831 719 1084 963">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="152 963 831 1011">[略]</td><td data-bbox="831 963 1084 1011">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	申請の種類	手数料の額	法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号 (法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]	[略]	[略]	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 671 2092 1011"><thead><tr><th data-bbox="1160 671 1839 719">申請の種類</th><th data-bbox="1839 671 2092 719">手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 719 1839 963">法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請</td><td data-bbox="1839 719 2092 963">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 963 1839 1011">[略]</td><td data-bbox="1839 963 2092 1011">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	申請の種類	手数料の額	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]	[略]	[略]
申請の種類	手数料の額												
法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号 (法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]												
[略]	[略]												
申請の種類	手数料の額												
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]												
[略]	[略]												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。